

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度地籍調査に関する事業計画 ・ 漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件） ・ 海岸保全区域の指定 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区の役員の就退任（2件） ・ 土地改良区の役員の退任 ・ 土地改良区の定款変更の認可 ・ 測量の実施 	<p>所管課（室）名</p> <p>土 地 対 策 室</p> <p>漁 業 振 興 課</p> <p>港 湾 課</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>建 設 企 画 課</p>
--	--

告 示

長崎県告示第397号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により令和3年度の地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。

令和3年5月21日

長崎県知事 中村 法道

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
長崎市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び、災害等の迅速な復旧を図るため	城山町 城栄町 弁天町 旭町 光町 曙町 淵町第1 淵町第2 虹が丘町 八景町 田上二丁目 大崎町第1 宮摺町第1 青山町第1 青山町第2 西山一丁目第1 西山一丁目第2	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
佐世保市	地籍の明確化により、防災対策の推進に資するため。	須田尾若葉 白南風干尽 大和第一	

島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	白山第6（一部） 白山第6（残部） 白山第7・壺丘第1 白山第8・壺丘第2
諫早市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	貝津第1の1 小船越第3 貝津第2の1 貝津第2の2 久山第2
大村市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	鈴田第二 三浦第一 三浦第二 三浦第三 三浦第四
平戸市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	大久保第15 大久保第16-2 木引B 木引D 木引E 木引F 宝亀A 宝亀D 津吉A 津吉D
松浦市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	相坂第1 相坂第2 田原
対馬市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	下原第1 檜根第5 琴第4-2 貝口第1 貝口第2 貝口第3 嗟峨第1 佐護西里第4 佐護西里第5-1 佐護西里第5-2 濃部第1 濃部第2 飼所第1 古里第1-1 古里第1-2 久和第1 久和第2 久和第3 久和第4 久和第5
五島市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	玉之浦第四 増田第一 荒川第十四 荒川第十五 小泊第一 小泊第三 小泊第四

		増田第三 増田第四 増田第五 野々切第一 野々切第二 野々切第三 野々切第四 野々切第五 野々切第六
雲仙市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	北本町第2 北本町第3 雲仙第2 雲仙第3
南島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	永引無田（一部） 永引無田第2 須川西第1 下宮原第3（残部） 野田第3 田平第5 田平第6 野田第2（一部） 野田第2（残部）

長崎県告示第398号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年5月21日

長崎県知事 中村 法道

加入区

三井楽町加入区

長崎県告示第399号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年5月21日

長崎県知事 中村 法道

加入区

豊玉町西部加入区

長崎県告示第400号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

なお、西彼杵沿岸香焼海岸香焼地区海岸香焼西地先海岸に係る海岸保全区域（昭和33年長崎県告示第170号）は、廃止する。関係図面は、長崎県土木部港湾課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

令和3年5月21日

長崎県知事 中村 法道

沿岸名	漁港名 港湾名 海岸	地区 海岸名 島名	地先 海岸名 島名	指 定 区 域																																																																																																																
西彼杵	香焼西	香焼	香焼西	<p>次の基点1から基点18まで順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を結んだ直線、補助点1から補助点10まで順次直線で結んだ線及び基点18と補助点10を結んだ直線により囲まれた区域。</p> <p>基準点 長崎県長崎市香焼町字山中1276番1に設置された四等三角点 (北緯32度41分00.77秒、東経129度48分40.38秒) 以下「基準点」という。</p> <p>陸域の標示</p> <table border="1"> <tr><td>基点1</td><td>基準点から</td><td>201度10分</td><td>100mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点2</td><td>基点1から</td><td>255度50分</td><td>225mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点3</td><td>基点2から</td><td>296度20分</td><td>165mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点4</td><td>基点3から</td><td>223度40分</td><td>213mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点5</td><td>基点4から</td><td>155度40分</td><td>167mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点6</td><td>基点5から</td><td>101度10分</td><td>72mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点7</td><td>基点6から</td><td>154度40分</td><td>54mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点8</td><td>基点7から</td><td>246度10分</td><td>364mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点9</td><td>基点8から</td><td>333度10分</td><td>640mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点10</td><td>基点9から</td><td>261度10分</td><td>190mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点11</td><td>基点10から</td><td>292度10分</td><td>203mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点12</td><td>基点11から</td><td>320度40分</td><td>134mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点13</td><td>基点12から</td><td>4度50分</td><td>114mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点14</td><td>基点13から</td><td>328度30分</td><td>238mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点15</td><td>基点14から</td><td>5度50分</td><td>251mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点16</td><td>基点15から</td><td>294度20分</td><td>151mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点17</td><td>基点16から</td><td>245度40分</td><td>149mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点18</td><td>基点17から</td><td>169度00分</td><td>140mの標示杭</td></tr> </table> <p>水域の標示</p> <table border="1"> <tr><td>補助点1</td><td>基点1から</td><td>166度30分</td><td>102mの地点</td></tr> <tr><td>補助点2</td><td>基点7から</td><td>95度50分</td><td>142mの地点</td></tr> <tr><td>補助点3</td><td>基点8から</td><td>206度00分</td><td>119mの地点</td></tr> <tr><td>補助点4</td><td>基点9から</td><td>206度50分</td><td>132mの地点</td></tr> <tr><td>補助点5</td><td>基点10から</td><td>181度00分</td><td>94mの地点</td></tr> <tr><td>補助点6</td><td>基点11から</td><td>216度40分</td><td>100mの地点</td></tr> <tr><td>補助点7</td><td>基点12から</td><td>237度20分</td><td>98mの地点</td></tr> <tr><td>補助点8</td><td>基点13から</td><td>261度40分</td><td>98mの地点</td></tr> <tr><td>補助点9</td><td>基点14から</td><td>239度20分</td><td>100mの地点</td></tr> <tr><td>補助点10</td><td>基点18から</td><td>169度00分</td><td>18mの地点</td></tr> </table>	基点1	基準点から	201度10分	100mの標示杭	基点2	基点1から	255度50分	225mの標示杭	基点3	基点2から	296度20分	165mの標示杭	基点4	基点3から	223度40分	213mの標示杭	基点5	基点4から	155度40分	167mの標示杭	基点6	基点5から	101度10分	72mの標示杭	基点7	基点6から	154度40分	54mの標示杭	基点8	基点7から	246度10分	364mの標示杭	基点9	基点8から	333度10分	640mの標示杭	基点10	基点9から	261度10分	190mの標示杭	基点11	基点10から	292度10分	203mの標示杭	基点12	基点11から	320度40分	134mの標示杭	基点13	基点12から	4度50分	114mの標示杭	基点14	基点13から	328度30分	238mの標示杭	基点15	基点14から	5度50分	251mの標示杭	基点16	基点15から	294度20分	151mの標示杭	基点17	基点16から	245度40分	149mの標示杭	基点18	基点17から	169度00分	140mの標示杭	補助点1	基点1から	166度30分	102mの地点	補助点2	基点7から	95度50分	142mの地点	補助点3	基点8から	206度00分	119mの地点	補助点4	基点9から	206度50分	132mの地点	補助点5	基点10から	181度00分	94mの地点	補助点6	基点11から	216度40分	100mの地点	補助点7	基点12から	237度20分	98mの地点	補助点8	基点13から	261度40分	98mの地点	補助点9	基点14から	239度20分	100mの地点	補助点10	基点18から	169度00分	18mの地点
基点1	基準点から	201度10分	100mの標示杭																																																																																																																	
基点2	基点1から	255度50分	225mの標示杭																																																																																																																	
基点3	基点2から	296度20分	165mの標示杭																																																																																																																	
基点4	基点3から	223度40分	213mの標示杭																																																																																																																	
基点5	基点4から	155度40分	167mの標示杭																																																																																																																	
基点6	基点5から	101度10分	72mの標示杭																																																																																																																	
基点7	基点6から	154度40分	54mの標示杭																																																																																																																	
基点8	基点7から	246度10分	364mの標示杭																																																																																																																	
基点9	基点8から	333度10分	640mの標示杭																																																																																																																	
基点10	基点9から	261度10分	190mの標示杭																																																																																																																	
基点11	基点10から	292度10分	203mの標示杭																																																																																																																	
基点12	基点11から	320度40分	134mの標示杭																																																																																																																	
基点13	基点12から	4度50分	114mの標示杭																																																																																																																	
基点14	基点13から	328度30分	238mの標示杭																																																																																																																	
基点15	基点14から	5度50分	251mの標示杭																																																																																																																	
基点16	基点15から	294度20分	151mの標示杭																																																																																																																	
基点17	基点16から	245度40分	149mの標示杭																																																																																																																	
基点18	基点17から	169度00分	140mの標示杭																																																																																																																	
補助点1	基点1から	166度30分	102mの地点																																																																																																																	
補助点2	基点7から	95度50分	142mの地点																																																																																																																	
補助点3	基点8から	206度00分	119mの地点																																																																																																																	
補助点4	基点9から	206度50分	132mの地点																																																																																																																	
補助点5	基点10から	181度00分	94mの地点																																																																																																																	
補助点6	基点11から	216度40分	100mの地点																																																																																																																	
補助点7	基点12から	237度20分	98mの地点																																																																																																																	
補助点8	基点13から	261度40分	98mの地点																																																																																																																	
補助点9	基点14から	239度20分	100mの地点																																																																																																																	
補助点10	基点18から	169度00分	18mの地点																																																																																																																	

公 告

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、島原深江土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年5月21日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
坪 田 兼 通	島原市西町丙1083番地	西 村 栄	島原市有明町湯江丁1820番地
内 田 繁 治	南島原市有家町小川41番地3	本 多 一 郎	南島原市布津町丙2876番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、布津北部土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年5月21日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
石 橋 博	南島原市布津町丙2493番地	石 橋 博	南島原市布津町丙2493番地
兵 藤 幸 徳	南島原市布津町丙751番地1	兵 藤 幸 徳	南島原市布津町丙751番地1
小 嶋 光 彦	南島原市布津町丙2221番地2	高 柳 徳 好	南島原市布津町丙4004番地
橋 本 敏 文	南島原市布津町丙3715番地	橋 本 敏 文	南島原市布津町丙3715番地
田 中 元 晴	南島原市布津町乙950番地	田 中 元 晴	南島原市布津町乙950番地
林 田 凡 之	南島原市布津町乙1787番地	林 田 凡 之	南島原市布津町乙1787番地
下 田 龍 二	南島原市布津町丙138番地1	下 田 龍 二	南島原市布津町丙138番地1
伊 藤 道 昭	南島原市布津町丙904番地1	伊 藤 道 昭	南島原市布津町丙904番地1
吉 岡 隆 一	南島原市布津町丙4238番地	小 嶋 光 彦	南島原市布津町丙2221番地2
山 崎 力 男	南島原市布津町丙1670番地	寺 田 秀 則	南島原市布津町丙1803番地
吉 岡 浩 彦	南島原市布津町丙2855番地	吉 岡 浩 彦	南島原市布津町丙2855番地
江 崎 紀 雄	南島原市布津町丙3011番地	江 崎 紀 雄	南島原市布津町丙3011番地
柴 田 勝 文	南島原市深江町甲1227番地	柴 田 勝 文	南島原市深江町甲1227番地
児 島 栄一郎	南島原市布津町乙1121番地5	児 島 栄一郎	南島原市布津町乙1121番地5

就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
石 橋 穂 積	南島原市布津町丙1937番地	石 橋 穂 積	南島原市布津町丙1937番地
石 橋 憲 二	南島原市布津町丙2247番地	石 橋 憲 二	南島原市布津町丙2247番地
平 川 敬	南島原市布津町甲836番地	隈 部 良 司	南島原市布津町丙868番地 1

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一號

土地改良区の役員の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三会原土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和3年5月21日

長崎県知事 中村 法道

退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
森 宏 伸	島原市柏野町3238番地 7

電話代表
直通表
(八二四)
二一
一一
四一

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月5日総代会議決）を認可した。

令和3年5月21日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 土黒土地改良区
認可年月日 令和3年5月12日

印刷人
所

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量（三次元点群測量UAVレーザ測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年5月21日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県雲仙市国見町神代丁～瑞穂町古部甲	令和3年5月10日から 令和3年11月19日まで

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クブリン
宏
弥ト